

触法障害者は障害福祉サービスを通して「福祉」をどのように見つめていたか ～非行からの立ち直り（デシスタンス）に焦点を当てた当事者の視点から～

北九州市立大学

社会システム研究科 地域コミュニティ専攻 2021M30004 黒木由貴子

〈要旨〉

本論文は、触法障害者本人が障害福祉サービスを通して、「福祉」をどのように見つめていたのか、デシスタンスに焦点を当てつつ明らかにすることを目的としている。

問題の背景として、2016年12月、法務省は「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）を制定し、2012年に決定された「再犯防止に向けた総合対策」で、「犯罪者を生まない社会の構築」が重要な柱の一つと位置付け、再犯を防止するためには社会復帰支援が急務であるとした。そして、その中には、福祉を必要とする人びとが存在することが明らかとなり、こうして刑事司法と福祉の連携の必要性が示されたのであった。

一方で、刑事司法と福祉の連携による危うさも問題となったが、最終的には再犯をせずに生きていける状態が望ましく、主体的な立ち直りを可能とする環境整備が重要であるとされている。さらに、福祉の司法化、あるいは福祉と司法との齟齬を乗り越える上でデシスタンスという新しい理論が登場し、福祉の目的と親和性が高いと考えられ、社会的孤立と「生きづらさ」を抱えている触法障害者の福祉的支援にも取り入れやすいことがわかった。

しかしながら、福祉的支援につながったとしても、現在の触法障害者と福祉事業所との関係性は、自己決定を重要視する原則がある。そのため、触法障害者が拒絶すれば、福祉的支援は途切れてしまうことになる。

そこで本論文では、少年院仮退院者が保護観察処分終了後に福祉的支援を選択しなかった事例を分析し、触法障害者本人が障害福祉サービスを通して「福祉」をどのように見つめていたのか、デシスタンスに焦点を当てつつ検討した。

その結果、ASDのような障害特性がある場合、円滑な対人関係の構築が容易ではなく、そのため福祉的支援の受け入れにも困難をきたしていることである。また、仮に受け入れたとしても、支援者との情緒的なつながりを維持していくことは難しいということであった。しかしながら、仕事における多様な実体験を経験することで、最終的には自分自身の人生を肯定的に受け止めることができている。これらのことが、非行からの離脱と維持を支えていたのだといえる。

それと同時に、触法障害者に福祉的支援を行うにあたり2つの課題も見えてきた。

第一に、触法障害者を「障害者」と類型化し自認させるのではなく生きづらさや生活のしづらさを抱えている人びととし、一様に文脈と状況に応じた支援を考えていく必要がある。

第二に、福祉的支援に携わる上で支援者は、対象者の権利擁護のために存在していることを認識し、福祉的支援や障害福祉サービスは、対象者の権利擁護の一翼を担うものであることを対象者が理解し納得できるまで、根気強く丁寧に説明することが求められる点である。根気強く丁寧に対象者と関わることで、対象者の理解が得られ障害特性による生きづらさを解決する一つ的手段として「福祉」という選択肢も維持できるのではないかと考える。

最後に、触法障害者本人の語りから対象者の長所や強み、生きる上での目標などを大切にすることが、最終的に対象者のレジスタンスを支えることになり、「福祉」だからこそできる役割につながる事が明らかとなった。